

山ノ内町ファムトリップ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内へのインバウンド誘客促進を図るため、旅行事業者等に対するファムトリップを行う者の負担する経費に対し、山ノ内町（以下「町」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、他の機関等から補助金等の交付を受けた者は除くものとする。

(補助対象要件)

第3条 補助対象となる事業は、原則として次の各号全ての要件を満たすものとする。

- (1) 町内に宿泊し、町内の観光地を訪問するスケジュールであること。
 - (2) 訪日外国人観光客の誘客にかかわる旅行事業者やブLOGGER（インフルエンサー）・旅行メディア等を招聘する活動であり、活動内容が明確で、かつ誘致につながるものであること。
 - (3) 第4条で定める航空運賃、宿泊費・国内交通費の価格が、市場の適正価格であること。
 - (4) その他のケースについては、町に事前に確認すること。
- 2 活動内容が次のいずれかに該当する場合は、補助対象外とする。
- (1) 国内における展示・販売を主とした物販目的の博覧会・商談会・イベント等への出展・参加活動であるもの
 - (2) 芸能関連催事のみに参加する場合
 - (3) 補助対象者の帰郷や観光、本社及び支社との打合せ等を兼ねた出張である場合
 - (4) 学会・会議等を目的とする来日である場合
 - (5) その他、町への訪日外国人観光客の誘致活動とみなされない場合

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、ファムトリップにかかる経費のうち航空運賃及び宿泊費・国内交通費とし、次に示すとおりとする。

(1) 航空運賃

ア 航空運賃とは、エコノミークラス利用料金、燃料特別付加運賃（燃料サーチャージ）、航空保険特別料金、空港税、国際観光旅客税等のことをいう。

イ 原則として、エコノミークラスを利用することとする。やむを得ず、エコノミークラス以外のクラスを利用する場合は、利用するクラスと同日程かつ同旅程のエコノミークラスの航空運賃が確認できる根拠資料及びエコノミークラス以外のクラスを利用することの理由書を提出しなければならない。

エコノミークラス以外のクラスを利用することについて、当事業の目的に照らして合理性・必要性が認められる場合は、利用するクラスとエコノミークラスの

航空運賃を比較し、いずれか低い方を補助対象経費とする。合理性・必要性が認められない場合は、補助対象外とする。

(2) 宿泊費

宿泊費は一泊あたり1万5000円を上限額とする。

(3) 国内交通費

ファムトリップ実施期間中の国内交通費。ただし、合理性・必要性が認められない場合は、補助対象外とする。

(補助額の上限及び交付回数)

第5条 当事業の補助額は補助対象経費の20%又は、上限額60万円（一名あたり20万円）のいずれか低い方の額とする。

2 いかなる理由があっても、上限額を超えて補助することはできない。

3 補助交付回数は、実施者・対象者ともに年度内1回とする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助対象者は、原則としてファムトリップ実施予定日から起算して20日前までに、次の各号全ての書類を提出することとする。

(1) 山ノ内町ファムトリップ支援事業補助金交付申請書（様式第1号）

(2) ファムトリップ実施に伴う経費の見積書

2 全ての提出書類は原本のみを有効とする。

3 当事業は申請主義によるものとし、町からの連絡の有り無しにかかわらず、補助対象者が所定の申請書類を提出しない場合又は提出書類に不備がある場合は、申請を受付ない。

4 交付決定総額が予算額に達した場合には、受付を終了とする。

(申請の受理及び交付の決定)

第7条 町は、前条により提出された申請書類を審査の上、補助金交付の決定を行い、その決定内容を山ノ内町ファムトリップ支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。

2 交付決定通知書は、同書に記載の補助予定額全額の交付を約するものではない。

(申請の取下げ)

第8条 前条の通知を受けた補助対象者は、何らかの事情によりやむを得ず申請を取下げるときは、原則として、前条の通知を受けた日から申請書に記載の到着日まで山ノ内町ファムトリップ支援事業補助金取下げ書（様式第3号）を提出しなければならない。また、その場合は再度の申請は認めない。

(実施報告書の提出)

第9条 補助対象者は、ファムトリップ終了日から起算して20日以内に、次の各号全ての書類を提出すること。

(1) 山ノ内町ファムトリップ支援事業補助金実施報告書（様式第4号）

- (2) 活動実績表（任意様式）
 - (3) ファムトリップ活動の様子が分かる画像
 - (4) ファムトリップ参加者のアンケート結果
 - (5) ファムトリップに係る支払額のわかる書類
 - (6) 理由書（エコノミークラス以外のクラスを利用した場合のみ）
 - (7) 利用するクラスと同日程かつ同旅程のエコノミークラスの航空運賃が確認できる根拠資料（エコノミークラス以外のクラスを利用した場合のみ）
- 2 全ての提出書類は原本のみを有効とする。
 - 3 申請書と報告書の内容が著しく異なる場合は、補助することはできない。ただし、天災地変や予期せぬ事態により活動できなかった事例については、その限りではない。
（補助金交付額の確定）
- 第 10 条 町は、前条により提出された実施報告書類が第 3 条の要件を満たしているか審査した上で補助金の交付額を確定し、山ノ内町ファムトリップ支援事業補助金交付額確定通知書（様式第 5 号）をもって補助対象者に通知する。
- 2 町は、前項の審査において補助が適切でないと判断したものについて、補助金の一部又は全部を交付しない。
（補助金の請求及び支払）
- 第 11 条 補助対象者は、交付額確定通知書に記載された期日までに、山ノ内町ファムトリップ支援事業補助金交付請求書（様式第 6 号）を提出しなければならない。
- 2 町は、原則として補助対象者が指定した金融機関口座へ振り込むことにより補助金を交付する。
 - 3 補助対象者と請求書の口座名義人が異なる場合は、請求書と併せて委任状を提出しなければならない。
（交付の取消し及び返還）
- 第 12 条 町は、補助対象者がこの要綱の規定に違反したとき、又は補助金申請書等の提出書類に虚偽の記載をしたときは、補助金の交付決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。
- 2 補助対象者は、前項の規定により補助金の返還の請求を受けたときは、町が指定する期日までに、当該補助金を町に返還しなければならない。また、返還に伴い発生する振込手数料及び受取手数料は返還の請求を受けた補助対象者が負担することとする。
（調査）
- 第 13 条 町は必要に応じて、補助対象者に対して報告を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。この場合において、補助対象者は、正当な理由がない限り、報告及び現地調査を拒むことはできない。
（書類の管理）
- 第 14 条 補助の交付を受けた補助対象者は、補助金にかかる経理を明確にするとともに

に、関係書類を善良な管理の下に5年間保存しなければならない。

(免責事項)

第15条 当事業の実施にあたり、補助対象者と第三者の間で発生した問題について、町は一切関与しない。

(その他)

第16条 この要綱に定めのない事項については、町が協議して決定する。

2 当事業の実施にあたり問題が生じた場合は、日本国内の法律を適用して協議し、解決を図るものとする。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日告示第86号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。